

平成30年度当初予算

平成30年度は、最終2カ年行革プランに基づき、収支均衡を達成するとともに、県政150周年の節目の年であることから、今後、本格的な人口減少局面を迎える中でも、元氣な兵庫をつくるため、地域創生に本格的に取り組む予算とし、中長期的な兵庫の進むべき方向のスタートとなる予算を編成しました。

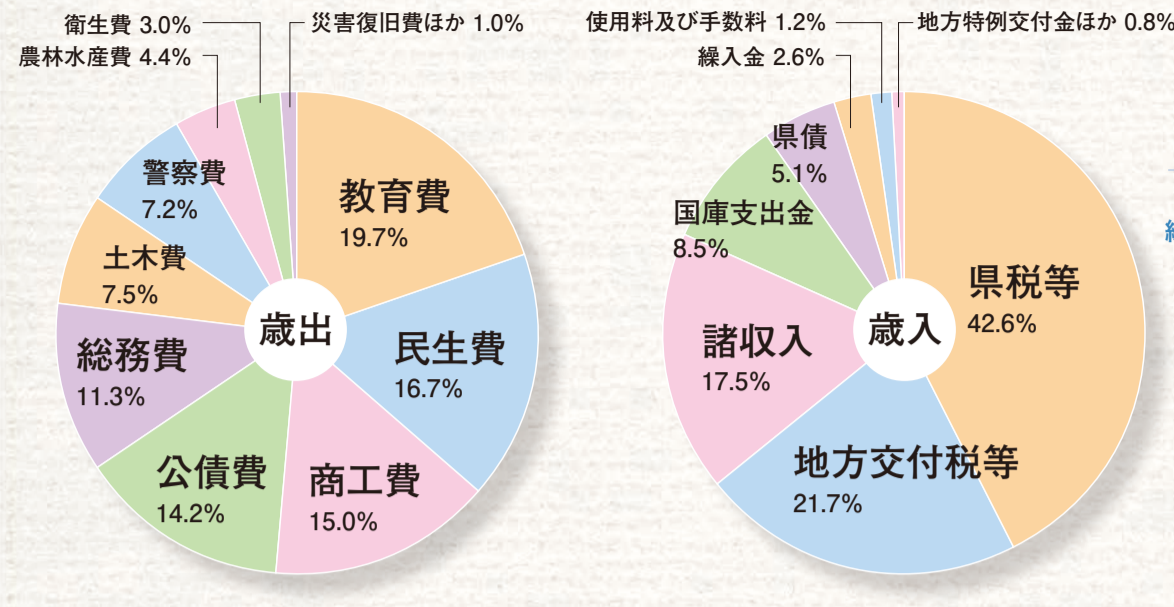
県財政課
078(362)3082
078(362)9049
兵庫県 平成30年度予算 検索



平成30年度 当初予算

総額 **3兆7,138億円**
対前年度比 115.8%

一般会計 1兆8,880億円
特別会計 1兆5,476億円
公営企業会計 2,782億円



歳入

▼**県税等 8049億円**

神戸市に移管された義務教職員人件費の財源として個人住民税所得割2%分(248億円)が移譲され個人関係税が大幅減となるもの、内需の回復基調等を反映した地方消費税の増などにより、前年度を56億円上回る8049億円を計上しました。

▼**地方交付税等 4103億円**

臨時財政対策債(1124億円)を含む実質的な地方交付税は、算定の基礎となる基準財政収入額が伸びることから、前年度を14億円下回る4103億円を計上しました。

▼**国庫支出金 1600億円**

医療介護推進基金積立のための交付金や地方創生推進交付金が増となるものの、国民健康保険財政安定化基金積立のための交付金を新たに設置する国民健康保険特別会計に計上することなどにより、前年度を44億円下回る1600億円を計上しました。

▼**県債 954億円**

投資的経費に活用する県債は、緊急防災・減災事業の活用や公共施設等適正管理事業債の増などにより、前年度を52億円上回っています。

歳出

▼**人件費 4685億円**

退職手当が、退職給付水準の引き下げにより減となる一方、職員給は、人員削減に伴う減があるものの平成29年度給与改定影響や給料の減額措置の縮小などにより前年度から増加したこと、人件費全体としては、前年度を11億円上回る4685億円を計上しました。

▼**行政経費 7827億円**

県政150周年記念事業や地域創生の推進のための交付金が増となる一方、中小企業制度資金貸付金が融資実績等から金融機関への預託金が減

▼**県債残高(今後、金融機関などに実際に償還すべき残高)の推移**

実際に償還すべき残高の推移

●**県債残高(今後、金融機関などに実際に償還すべき残高)の推移**

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

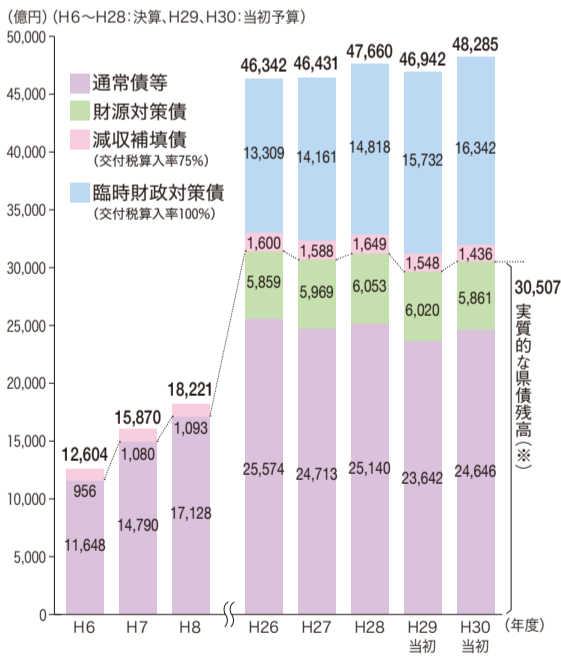
実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

実際に償還すべき残高の推移

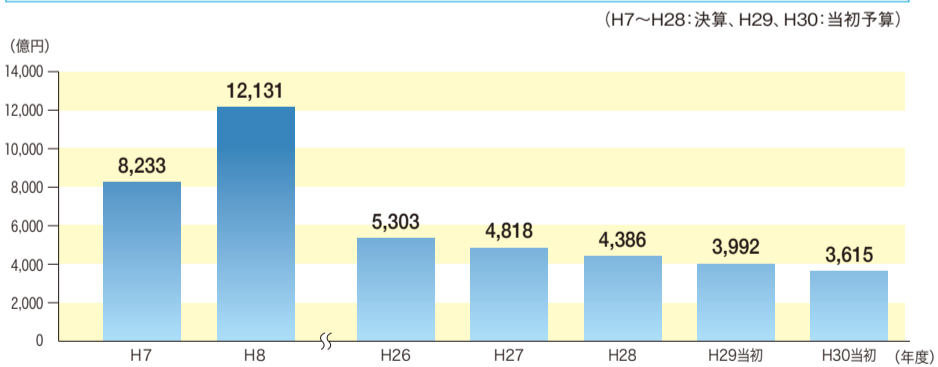
実際に償還すべき残高の推移

県債残高(今後、金融機関などに実際に償還すべき残高)の推移



※県債残高の総額から、後年度に地方交付税で措置される臨時財政対策債と減収補填債(75%)の残高を除いた県債残高

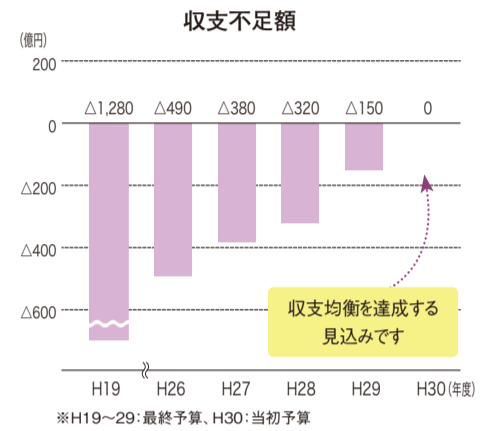
震災関連県債残高の推移(普通会計ベース)



行財政構造改革の取り組み

県は、阪神・淡路大震災からの創造的復興を成し遂げるため、約1兆3千億円に上る震災関連県債を発行しました。この悪化した財政を立て直し、将来にわたって県民の要請に応えられる行財政基盤を確立するため、県民の皆さんの理解と協力の下、厳しい改革に取り組んできました。

その結果、平成30年度当初予算では、収支均衡をはじめ財政運営の目標を達成する見込みです。
しかし、本県を取り巻く財政環境は引き続き予断を許さない状況であることから、平成30年度の行革検証の中で来年度以降の行財政運営の基本的な枠組みを検討していきます。



平成20年度からの取り組み

改革内容	
●組織	本庁の部の再編 6部 [H19] → 5部 [H20~] (▲1部) ※9部体制 [H11] から、6部体制を経て、5部体制へ再編
	地方機関の事務所の統合再編 111事務所 [H19] → 70事務所 [H30] (▲41事務所)
●定員	一般行政部門定員削減 8,279人 [H19] → 5,795人 [H30見込] (▲2,484人)
●給与	役職に応じて抑制措置を実施 給料▲7% (部長・局長級) ~ ▲2.5% (若手職員) 等 ※H27から段階的に縮小 (H30:管理職以外の一般職員の抑制措置を解消)
●事務事業	限られた財源の中で最大の効果が得られるよう「選択と集中」を徹底 3,013事業 [H19] → 1,612事業 [H30] (▲1,401事業:削減2,728、新規1,327)
●投資事業	地方財政計画の水準を基本に投資規模を見直し、災害対策・長寿命化対策等にも対応 2,540億円 [H19] → 1,600億円 [H30当初] (▲940億円)
●公社	公社等の統廃合 ▲5団体
	県派遣職員の削減 ※新行革プラン策定後の移管等除く 576人 [H19] → 268人 [H30見込] (▲308人)

県新行政課 ☎078(362)3045 ☎078(362)9478 詳細は県ホームページに掲載しています [兵庫県 行革](#)

兵庫県の民泊ルールを定めました

6月15日に住宅宿泊事業(民泊)法が施行され、全国的に民泊が解禁されます。県では、生活環境の悪化や近隣トラブルを防止し、民泊が適正に運営されるために、規制を行います。

※神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市では、別途規制があります。詳しくは各市に問い合わせてください

民泊が実施できない区域・期間

次の区域、期間には民泊を実施できません。

制限区域 (主なもの)	制限期間
学校、幼稚園、保育所等の周辺 (100m以内)	全ての期間
良好な住環境を守るための地域 (住居専用地域等)	
景観地区 (芦屋市)	
国立公園、国定公園、県立自然公園	週末・祝休日等 夏期 (7月~8月) 冬期 (11月~3月)
景観形成地区、広域景観形成地域	
国民保養温泉地 (浜坂温泉郷)	

民泊を実施する上でのルール (主なもの)

- 民泊を開設する際には、周辺住民(所在地の自治会の住民等)への説明会を開催すること
- 分譲マンションに開設する際は、管理組合の規約で民泊が禁止されていない場合でも組合の同意を得ること
- 騒音の防止やごみの処理など、宿泊者に説明を行うこと (外国語による説明も必要)
- 民泊があることを示す標識を見やすい場所に掲示すること (家主不在の場合は連絡先も記載)
- 周辺住民等からの苦情に適切かつ迅速に対応すること



苦情に対応してもらえない、制限区域なのに民泊を実施しているなど、民泊が適正に運営されていない恐れがある場合、お住まいの地域の健康福祉事務所(保健所)、または県生活衛生課へ問い合わせてください。

県生活衛生課
☎078(362)9131 ☎078(362)3970
[兵庫県 民泊](#)